

政令第 号

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の施行期日を定める政
令

内閣は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律
第七十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の施行期日は、平成十七年
八月一日とする。

理由

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の施行期日を定める必要があるからである。